

◎平成 31 年度 外国人観光客受入体制強化事業

インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業委託業務 企画提案応募要領

1 募集の趣旨

外国人観光客の急増に伴い、病気やケガ等で外国人観光客が医療機関を受診する件数が増加している中、患者や家族との意思疎通を図る際の言葉の問題や、医療環境の違いによる医療費の支払いに関連した対応等、訪日外国人患者受入に伴う様々な課題がある。

沖縄県内を訪れる外国人観光客の安全・安心な滞在を実現するために、訪日外国人患者の受入環境の整備や外国人患者を受け入れる医療機関等の負担軽減を目的とした「インバウンド緊急医療対応多言語コールセンター事業」を実施する。

2 委託業務の内容（※別添企画提案仕様書の内容を確認すること）

「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」として、以下の 5 つの事業を実施する。

- (1) 「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」（電話・映像通訳）
- (2) 「医療機関向け 簡易翻訳サービス」
- (3) 「医療機関向け インバウンド対応相談窓口」
- (4) 「外国人観光客向け 急な病気・ケガの電話相談」
- (5) 「医療機関向け 通訳者紹介窓口」

※(1)～(5)の委託業務の内容については、別添「企画提案仕様書」を確認すること。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項*の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)及び(2)の要件を満たすこと。
- (4) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に事業拠点を有する法人であること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に事業拠点を有する法人が必ず 1 社以上参加していること。
- (5) 別添企画提案仕様書の委託業務内容を遂行する能力を有していること。

- (6) 本県の観光関連施策の十分な理解と外国人観光客受入体制整備に関する取り組みに精通しており、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (7) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤と執行体制を有すること。また、責任者及び担当者を2名以上バランスよく割り当て、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

4 応募方法等

(1) 参加申込

- ①申込期限：平成31年3月13日（水）17時
- ②提出書類：企画提案参加申込書【様式1】
- ③提出方法：Eメール（hokammi@pref.okinawa.lg.jp）で提出（受信確認必須）。
※共同企業体での応募の場合、代表事業者が提出すること。

(2) 企画提案申請

- ①提出期限：平成31年3月18日（月）17時
- ②提出書類：企画提案応募申請書【様式2】
企画提案書ほか応募書類一式【様式3～7】（下記7参照）
- ③提出方法：持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。
※期限を過ぎた場合はいかなる場合も受け付けません。

- (3) 質問がある場合は、平成31年3月13日（水）12時（正午）までに質問書【様式8】をEメール（hokammi@pref.okinawa.lg.jp）で提出（受信確認必須）すること。回答は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課HPに掲載する。なお、質問に対する最終回答は、平成31年3月15日（金）18時までに掲載する。

5 提案内容の要件

別添の企画提案仕様書を参照すること。

6 委託業務上限額

総事業費 54,969,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 応募書類

企画提案申請に係る応募書類の種類及び提出部数は、以下のとおり。

- ① 企画提案参加申込書【様式1】：1部（Eメールにて提出。上記4(1)参照）
- ② 企画提案応募申請書【様式2】：1部
- ③ 企画提案書【様式3】：8部
- ④ 会社概要書【様式4】：8部
- ⑤ スケジュール表（任意様式）：8部
- ⑥ 実施体制（任意様式）：8部
- ⑦ 経費見積書【様式5】：8部（原本1部、写し7部）

- ⑧ 実績書【様式6】：8部
- ⑨ 誓約書【様式7】：1部
- ⑩ 定款及び直近2期分の決算報告書：写し各1部
- ⑪ 参考資料（必要に応じて）：8部

※共同企業体の場合は、構成員ごとに④、⑧、⑨及び⑩を提出するとともに、共同企業体協定書を添付すること。

8 企画提案書の体裁

「A4判、縦置き、横書き」を基本とし、必要に応じて「A4判、横置き、横書き」を可とする。また、両面印刷の場合は、長辺とじとすること。

9 審査の方法

- (1) 企画提案申請者のうち、応募資格等要件に適合した者が4社以上ある場合、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社以内に絞った上で、最終審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募資格等要件に適合した者が3社以下の場合、1次審査は実施せずに、全て最終審査の対象とする。
- (2) 審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには一切応じない。
- (3) 企画提案採択の結果通知については文書で通知する。なお、結果についての異議申し立てには一切応じない。
- (4) 審査にあたっては、沖縄県職員（担当職員）により、事前に申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。
- (5) 最終審査（プレゼンテーション審査）は、沖縄県庁内に設置する企画提案審査委員会（仮称）において、各企画提案申請者からプレゼンテーションによる説明を受けたうえで、各審査委員による「10 評価基準」に基づく採点を経て、採択予定候補者を決定する。
 - ① 日時：平成31年3月25日（月）
 - ② 場所：県庁内会議室
 - ③ 提出された企画提案書に基づき説明すること。審査会当日の追加資料の提出も認めるが、提案内容の追加は認められない。追加資料は、基本的に紙媒体とし、パソコン及びプロジェクターは使用できない。
 - ④ 企画提案者側からの審査会場への入場者は4名以内とし、各々25分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答10分を予定）でプレゼンテーション審査を行う。

10 評価基準

- (1) 企画提案事業者の専門性
 - ① 企画提案事業者の課題認識と事業目的の理解度
企画提案事業者は、訪日外国人患者受入体制整備に関する取り組み等について十分な知識・情報を有しているとともに、その現状及び課題を的確に把握し、課題解決のためのノウハウを有しているか。

(2) 企画提案書の内容

①提案内容の適切性

事業目的に適切に対応した企画提案になっているか。また提案内容は、企画提案仕様書に則り、具体性、妥当性、実現性を伴い、かつ、明確であるか。

②提案内容の優良性

提案内容は、県内医療機関における訪日外国人患者受入体制整備を進める上での課題解決に役立つものとなっているか。

③事業実施計画の妥当性

業務スケジュール、業務実施手順及び手法は妥当であるか。実現可能なスケジュールになっているか。

(3) 経費見積書

見積額は予算の範囲内であり、かつ明確、適正であるか。

(4) 業務実施体制・業務実績

① 業務を遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数、役割分担、責任の所在）が明確になっているか。また実施体制は十分か。

② 類似の業務等の実務実績を十分に有するか。

11 スケジュール

平成31年	3月	6日	(水)	:	企画提案公募開始
	3月	13日	(水)	12時	: 質問〆切
	3月	13日	(水)	17時	: 参加申込〆切
	3月	18日	(月)	17時	: 企画提案申請〆切
	3月	25日	(月)	:	最終審査
	3月	下旬		:	事業者選定

12 委託事業者決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項*の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

①契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

③地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者

と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- ④法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供される時。
 - ⑤品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
 - ⑥意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (2) 業務完了時の検査において、実際に要しなかった経費及び本業務の経費と認められない経費があるときは、相応の委託料を減額する。
- (3) 本実施要領、契約後に締結する契約書及び仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

13 その他留意事項

- (1) 応募書類等は、使用する言語及び通貨を日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時、実施内容を協議しながら進めていくものとし、企画提案内容のすべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒアリング、プレゼンテーションへの出席等に要する費用は企画提案申請者の負担とし、応募書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案申請書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定後でも失格とすることができる。
- (6) 企画提案申請は、1企画提案事業者(共同企業体)につき1件限りとする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。
- (8) 本公募は、平成31年度当初予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または、交付決定額に変更があった場合は、契約の締結を見送ることもある。また、平成31年度当初予算成立後においても、沖縄振興特別推進交付金申請等の手続きの関係上、企画提案採択の結果通知を延期する場合がある。

14 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書等の提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁8階)
沖縄県文化観光スポーツ部 観光振興課 受入推進班 担当：外間
電話番号：098-866-2764 FAX：098-866-2765
Eメール：hokammi@pref.okinawa.lg.jp